

京都市東部クリーンセンターにおけるダイオキシン類等調査業務提案募集要項

この要項は、京都市東部クリーンセンターにおけるダイオキシン類等調査を委託するため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続について必要な事項を定めるものです。

1 委託業務の名称

京都市東部クリーンセンターにおけるダイオキシン類等調査業務

2 委託業務の目的及び内容

別紙1「京都市東部クリーンセンターにおけるダイオキシン類等調査委託仕様書」のとおり。なお、本調査業務においては、ダイオキシン類管理区域内での重金属類及び石綿含有建材の調査業務がありますので、ご留意ください。

3 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たしていることとします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- (2) 公募開始日から契約日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 提案した企画内容を自ら遂行するために必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 計量法第107条に規定する登録（事業の区分に「濃度（大気中、水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）」及び「特定濃度（大気中、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業）」を含むものに限る。）を受けていること。
- (5) 計量法第121条の2に規定する認定（事業の区分に、「大気中、水又は土壌中のダイオキシン類」を含むものに限る。）を受けていること。
- (6) 別紙1仕様書5(3)オ(ア)の調査者として、次のア又はイの資格を有する自社社員（3か月以上雇用関係にある者に限る。）を配置すること。

ア 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者

イ 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者で、建築物石綿含有建材調査に関して、調査者として2年以上の実務の経験を有する

者

- (7) 別紙1仕様書5(3)オ(イ)の調査者として、次の資格を有する自社社員（3か月以上雇用関係にある者に限る。）を配置すること。

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく講習を修了した工作物石綿事前調査者

- (8) 別紙1仕様書5(3)カの調査者として、次の資格を有する自社社員（3か月以上雇用関係にある者に限る。）を配置すること。

石綿障害予防規則第3条第6項の規定により、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者

- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

- (10) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦若しくは支持し、又は反対することを目的とする団体でないこと。

- (11) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (12) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

4 応募手続等

(1) 必要書類の提出

ア 本業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を提出してください。

- (ア) 参加希望申出書〈6部（原本1部及び複写5部）〉**第1号様式**

- (イ) 提案者の概要が分かる資料（会社案内等）〈6部〉

なお、任意団体にあつては規約及び構成員名簿も提出してください。

- (ウ) 業務実績調書〈6部〉**第2号様式**（独自事業の場合は【任意様式】）

国又は地方公共団体が発注し、元請として受注し完了したダイオキシン類調査、重金属類調査、石綿含有分析調査業務の実績について記載し、契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ）等を添付してください。

- (エ) 配置技術者調書〈6部〉**第3号様式**

- (オ) 業務従事者配置調書〈6部〉**第4号様式**

- (カ) 企画提案書〈6部（原本1部及び複写5部）〉【任意様式】

仕様書の内容を踏まえ、簡潔に分かりやすくまとめてください。

※ ページ数の上限はなく、適宜、カラーによる文字、図表や写真等を用いても問題ありませんが、用紙サイズはA4とします。

- (キ) 見積書〈6部（原本1部及び複写5部）〉**第5号様式**

本業務の受託見積金額を記入してください。また、第5号様式とは別に具体的な内訳が明記された見積書（任意様式）も提出してください。

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

(ア) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）〈1部〉

※ 個人の場合は開業届の写し

(イ) 印鑑証明書〈1部〉

(ウ) 納税証明書（国税及び京都市税）〈1部〉

(エ) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）〈1部〉**第6号様式**

(オ) 使用印鑑届〈1部〉**第7号様式**

(カ) 誓約書〈1部〉**第8号様式**

※ (ア)～(ウ)については、参加希望申出日前3箇月以内に発行のもの。

(2) 提出期限

令和8年7月3日（金曜日）午後5時まで

(3) 提出方法及び提出場所

ア 提出方法

直接持参又は郵送

イ 提出場所

京都市総合企画局総合政策室プロジェクト推進担当

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所北庁舎4階（担当：松井、高内）

（TEL：075-222-3984）

※ 直接持参する場合、必ず事前に担当者に電話連絡してください。なお、提出時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします（京都市の休日を守る条例に規定する本市の定める休日には、書類の提出はできません）。

※ 郵送の場合は、締切日時までに到達確認の連絡を入れてください。

(4) 本プロポーザルに関する質問・回答について

ア 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式自由）により、電子メールで次のアドレスに送信してください。

【メールアドレス】 project@city.kyoto.lg.jp

【質問の受付期限】 令和8年6月25日（木曜日）午後5時まで

イ 質問に対する回答

令和8年6月30日（火曜日）を目途に、本市ホームページに掲載します（質問者に対する個別連絡はいたしません）。

5 受託候補者の選定

(1) 選定方法

提出書類による評価を行い、その順位を決定し、最も高い評価を得た提案者を受託候補者として選定します。

なお、本プロポーザルは1者のみの応募でも成立することとしますが、提案内容の評価が60点に満たない提案者は、本プロポーザルによる受託候補者に選定されません。

(2) 評価基準等

別紙2「京都市東部クリーンセンターにおけるダイオキシン類等調査業務委託提案の評価要領」に基づき評価します。

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果については、評価後速やかに、書面により全ての提案者に通知します。また、選定した受託候補者（評価点）、その他の提案者についてホームページに掲載します。

6 委託契約

(1) 契約締結

受託候補者の提案内容を踏まえ、受託候補者と協議のうえで契約を締結します。

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日まで

(3) 委託料上限額

23,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 支払条件

委託料は成果品検収後、受託者の請求により支払います。

7 その他留意事項

(1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めません。

(4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となる場合があります。

(5) 見積書に記載された見積金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となります。

(6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争

入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。

また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。

- (7) 本業務の受託によって、本件に関連する業務委託等を優先的に受託できることはありません。また、関連する業務委託の受託資格に影響を及ぼすこともありません。
- (8) 本業務について、包括的な業務の再委託は禁止します。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ることとします。

京都市総合企画局総合政策室プロジェクト推進担当（担当：松井、高内）
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（北庁舎4階）
TEL：075-222-3984 FAX：075-213-0443 MAIL：project@city.kyoto.lg.jp